

### 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」が改正されました 迷惑メール対策に「オプトイン方式」を導入

現在、パソコンなどに送信される迷惑メールは増加の一途をたどっています。政府では、平成14年に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を施行することで、迷惑メールへの対策を行ってきました。その後、平成17年には対策強化のための法律改正を行い、罰則の強化などを実施しました。

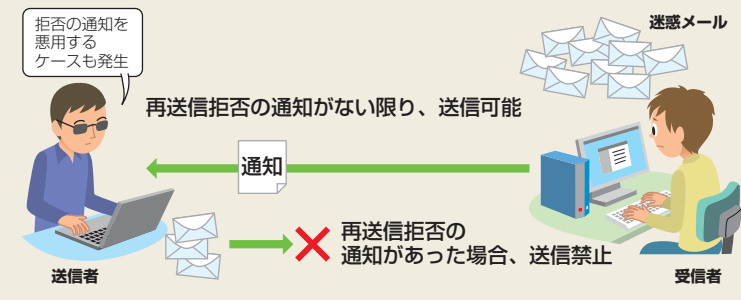
しかし、総務省が平成19年7月より開催した研究会の中で、迷惑メールの全体的な増加と、その手口が悪質化・巧妙化していることが判明。また、現行の規制方法の形骸化や海外発の迷惑メールの急増も明らかになりました。

このため、総務省では研究会の提言を受け、今年2月に特定電子メール法改正案を策定し、今年2月に国会へ提出し、5月30日に成立（6月6日公布）、12月1日に施行されました。

改正内容の大きなポイントは3つ。現行のオプトアウト方式から「オプトイン方式」への変更、法律の実効性の強化、諸外国との連携の強化の3点です。総務省では今後も、迷惑メールに対するさまざまな政策を立案、実施していきます。

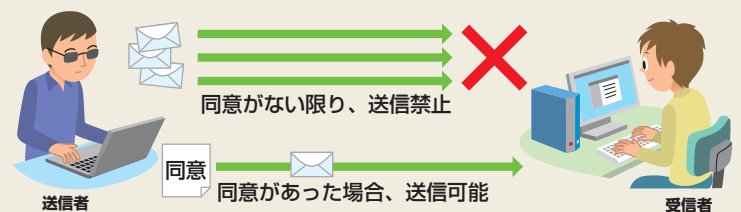
#### オプトアウト方式（現行の方式）

受信拒否の通知をした者に対し再送信を禁止する方式（オプトアウト方式）



#### オプトイン方式（今回導入の方式）

あらかじめ同意を得た者に対してのみ送信を認める方式（オプトイン方式）



### 同意者だけにメールを送れるオプトイン方式を導入

従来の規制は、広告宣伝メールを送る際に受信拒否があった場合は送信をしてはならないオプトアウト方式でした。今回の改正では、原則としてあらかじめ送信に同意した者だけメールを送ることができるオプトイン方式を導入。同意なく広告宣伝メールを送ると法律違反となります。

### さまざまな具体策で法の実効性を強化

総務大臣は、電子メールアドレスなどの契約者情報を保有している者に対して、情報提供を求めることができるようになりました。総務大臣による、報告徴収及び立入検査の対象に、メール送信を依頼した人を新たに含め、必要な措置を命じることができるようになりました。法人に対する罰金額を100万円以下から3,000万円以下に引き上げるなど罰則を強化しました。

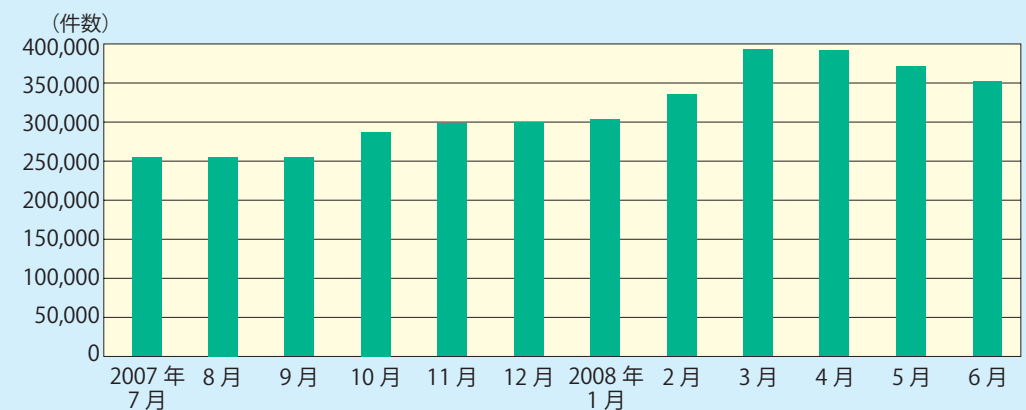
### 迷惑メールの発信源となる諸外国と連携

迷惑メール対策を行う外国の執行当局に対して、その職務に必要な情報の提供が行えるようになりました。また、海外発国内着の電子メールが法の規制対象となることが明確化されました。

### 参考：こんなに増えている！ 迷惑メール

財団法人日本データ通信協会に設置された迷惑メール相談センターには、迷惑メールについての情報提供が行われています。昨年の下半期は、毎月25万件から30万件の間を推移してきましたが、今年に入ってからは軒並み35万件を超え、月によっては40万件近く寄せられるときもあります。

迷惑メール相談センターに寄せられる情報提供件数の推移



詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

- 総務省「迷惑メール」ホームページアドレス  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/m\\_mail.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html)
- 「迷惑メール相談センター」ホームページアドレス  
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>